

ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減技術）  
実証試験要領（第1版）からの変更点、指摘への対応案

実証試験要領（第2版）においては、これまでの本ワーキンググループでの指摘・意見、平成18年度の実証試験を通じて寄せられた意見等を踏まえて修正を行なう。第1版からの主な変更点を以下に整理する。

<主な変更点>

変更点	変更理由	該当箇所 (資料2)
○対象技術の例示 日射遮蔽フィルム以外に想定される技術を補足	・ガラス表面にコーティングする技術、既存の硝子枠をそのままに取り付けることができる複層硝子など、具体的な実証ニーズが確認されたため。	p 1
○異なる名称で異なる事業者によって販売されている製品について 実証に際しての方針について加筆	・国費負担体制において、同じ製品・技術を複数回実証することは非効率的であり、左記のケースが具体的に確認されたため。	p 6

また、今後の課題として、指摘・意見が挙げられていた事項及び対応案を以下に整理する。

<その他の指摘・意見への対応（案）>

指摘・意見	対応（案）
○照明負荷の増加について 日射遮蔽フィルムの貼付によって照明負荷が増大する可能性がある。 (平成18年度第4回WGでの指摘)	・日射遮蔽フィルムの貼付による照明負荷増大の影響については現在、確認中。
○集合住宅について 一戸建て住宅・オフィスに加えて集合住宅も対象にできないか。(平成18年度第4回WGでの指摘)	・本年度、集合住宅に関する情報収集を行ない、手数料体制に移行する平成20年度以降、実証試験に追加すべきか検討する。
○暖房負荷低減効果について 冬季の暖房負荷低減(増加)効果は、普及への妨げになるため、実証試験項目から除外して欲しい。(メーカーからの意見)	・本事業の趣旨は、「性能を客観的に実証する」ということであり、メリットだけでなくデメリットも公表する必要があると考える。また、断熱効果のある技術を対象とした場合、冬季の暖房負荷低減効果も期待される。 ・一方、試験条件は標準問題を元に、一義的に決めているため、実際の使用条件と異なることも想定される。これへの対応は、報告書概要版の「【参考情報】メーカーからの情報」において補足をしてもらうこととする。

(以上)